



諸遊壊司議員

## 公民館使用料を無料化へ

### 使用料は必要

**問** 公民館の目的は国の「社会教育法」の第20条に公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、

実際に生活に即する教育・学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化

を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると載っている。

しかし、使用が有料化されたため、利用者は合併前つまり無料化の時と比べ、64%〜92%まで利用率が低下している。

しかも使用料は、例えば大山公民館では年間約1万8千円。たった年間これだけの使用料を取るために利用率がこのように低くなるのであれば、再度無料化にし、もっと多くの住民に利用してもらう方が、公民館の設立の目的からしても正しいと思う。

### 答 (山口町長)

社会教育施設である公民館の利用はもともと使用料が必要であり、社会教育の目的に関する学習や集会、あるいは公用や公益事業のために利用される場合には使用料の減額や免除ができるようになってきている。高齢者の学習や自治会活動が有料になったために利用が低下したという認識はない。

## 人口減ストップの施策

### 現制度の改正の検討

### 問

町長の施政方針によると住宅政策では「空き家、空き地バンク制度」「移住支援制度」を創設し、定住化による人口増加をめざすとある。また

大山町総合計画にも、10年後(2015年)は1,700人減少が想定されるが、定住政策を実施し、1万9,000人をめざすとある。

そこで3点質問する。

- (1) 空き家・空き地バンク制度、移住支援制度の現在の状況。
- (2) 遊休町有地の活用方法(議会では提示済み)また売却の場合の価格。

(3) 遊休町有地・私有地にしても民間で宅地開発の場合、上下水道の公的負担の割合(他の町村では、上下水道工事費は行政で負担しているところあり)

### 答 (山口町長)

(1) 6月10日現在で、貸したい売りたいと希望される人が5件。定住希望を登録された方が10人。

空き家・空き地情報が少なく、物件の掘り起こしに力を注ぐ必要がある。

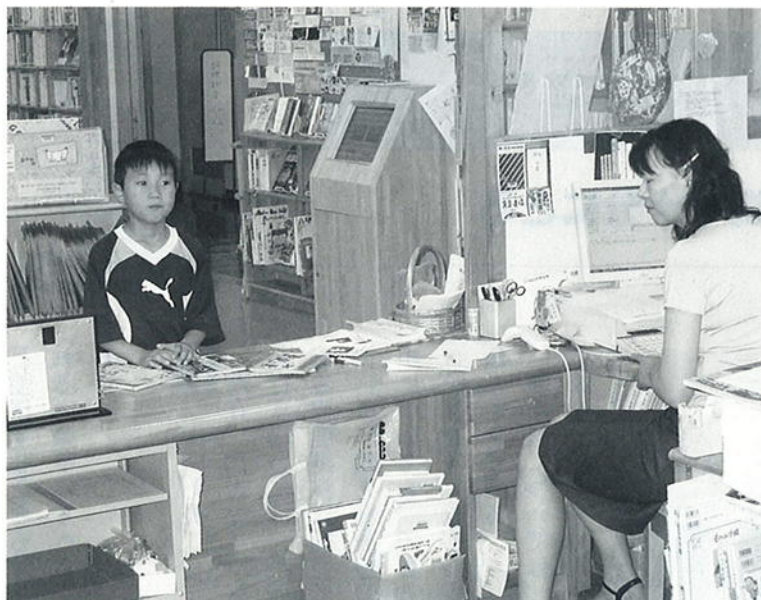
移住支援制度は、町内に定住が決まった人に定住アドバイザーをする人で、12人分の予算を計上している。

(2) 売却の場合の価格は、基本的に近隣の売買実例を参考としながら設定したい。

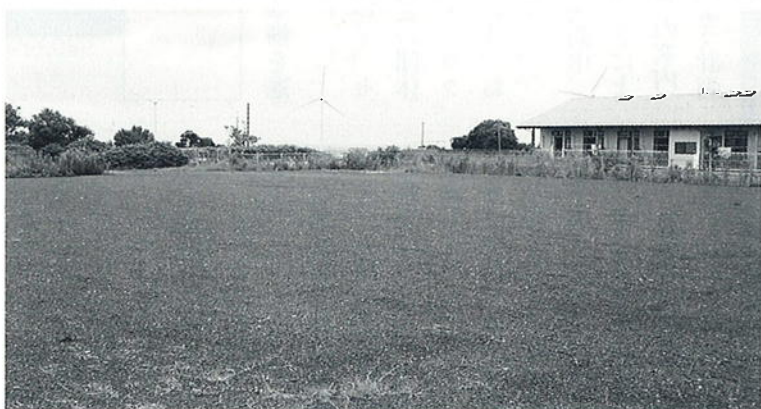
(3) 現在上下水道及び下水道の新規接続には、工事費全額の自己負担をお願いしている。

しかし大規模な宅地開発になると、上下水道だけでなく、道路・消火栓・ゴミ収集場所・集会施設など開発計画段階で行政と様々な調整が必要となり、宅地開発される業者と行政で役割分担を決めて事業に取り組むことになる。

今後、現制度の改正が定住化に効果が見込めるなら、いろいろな課題を整理し検討をしてみる価値がある。



利用をまっています。公民館！



活用が検討されている遊休地 (旧中山中学校)